

お詫びと訂正

令和5年2月に発行しました「地方選挙のための投・開票事務ノート」に誤りがありました。
お詫びいたしますとともに、次のとおり訂正いたします。

【 正誤表 】

訂正箇所	正	誤
<p>七三頁 二～四行目</p>	<p>開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならぬ(法六二一・二七〇)。なお、市町村の区域を分けて、又は、数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を選任すること(留意事項)(法六二八)。</p>	<p>開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについて本人の承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならぬ(法六二一・二七〇)。</p>
<p>七三頁 一六行目</p>	<p>2 開票管理者が選任する開票立会人も必ず当該開票区の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されていない場合はならない。</p>	<p>2 開票管理者が選任する開票立会人も必ずその開票区の選挙人名簿に登録されていなければならない。</p>
<p>一〇七頁 七行目</p>	<p>1 開票事務を選挙会の事務に併せて行う場合は、開票立会人の資格と同様に、当該開票区の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者である。</p>	<p>1 開票事務を選挙会の事務に併せて行う場合は、開票立会人の資格と同様に、その開票区の選挙人名簿に登録された者である。</p>

第二開 票

一 開票管理者と職務代理者

開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けられることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならない(法六二一・二七〇)。なお、市町村の区域を分けて、又は、数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者簿に登録された者の中から開票立会人を選任することに留意すること。(法六二八)

二 開票立会人

開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについて本人の承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならない(法六二一・二七〇)。

(一) 開票立会人は、十人を超えてはならない

開票立会人は、常に三人以上十人以下でなければならない。十一人以上届出があったときは、くじで十人を決める。また同じ政党の候補者から届出のあった者が三人以上あるときは、その中から二人をくじで決め、残りの人は開票立会人にならない(法六二二・四・五)。

この場合の政党の所属は、候補者の立候補届出の所属政党であって、届け出られた者の所属政党ではない点に注意を要する。開票立会人を決定するくじは、まず届出のあった者が十人を超える場合はそのくじを先に行い、次にその中に同じ政党の候補者から届出のあった者が三人以上ある場合のくじを行う。

(二) 開票立会人は、三人以上でなければならない(法六二九)

1 開票立会人は、常に三人以上でなければならない。開票が始まる時間になっても、三人が参会しないときや、開票が始まってから都合によって三人を割ったときは、開票管理者はすぐ足りない数だけの開票立会人を補充選任しなければならない。

2 開票管理者が選任する開票立会人も必ずその開票区の選挙人名簿に登録されていなければならない。

3 開票管理者が開票立会人を選任する場合、候補者から届出のあった開票立会人と通じて同じ政党に属する者が三人

第二選挙会

一 選挙会の意義等

(一) 選挙会とは

開票の結果をその選挙区におけるすべての開票管理者から送られてくる投票点検終了後の結果報告等によって各候補者の得票総数を計算して当選人と当選人でない者を決めるところであり、いわば選挙の一連の手続きの最後の締めくくりにするところである。

(二) 開票事務と選挙会事務の合同（法七九）

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。この場合には、開票管理者の事務を選挙長が、開票立会人の事務を選挙立会人が行い、開票に関する次第は選挙録に併せて記載することになる。

開票事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかについては、選挙の事務を管理する選挙管理委員会が選挙の期日の告示があつた日にいずれの方法で行うかを告示しなければならないので、これにより明らかになる。

二 選挙長、選挙立会人、選挙会事務従事者

(一) 選挙長（法七五一）

選挙長は、当選人を決める責任者であると同時に、選挙会が間違いなく行われているかどうかという全体の責任者である。

(二) 選挙立会人（法七六・六二）

選挙立会人は、選挙会が間違いなく行われているかどうかを常に見守らなくてはならない。

選挙立会人の選任については、開票立会人の規定が準用されている。ただし、資格については、開票事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかにより異なる。

1 開票事務を選挙会の事務に併せて行う場合は、開票立会人の資格と同様に、~~その開票区~~の選挙人名簿に登録された者である。

2 開票事務を選挙会の事務に併せて行わない場合（選挙会の区域と開票区の区域が同一でない場合を含む。）は、当該選挙の選挙権を有する者である。

そのほか心得ておかなければならないことや辞退の方法等については、開票立会人と同様であるので、「第二 開票 二 開票立会人」を参照すること。

(三) 選挙会事務従事者

選挙会を単独で行う場合には、その事務従事者だけが特に注意しなければならないという事項はないので、投票所、開票所の事務従事者の項を参照すること。ただ、選挙会の事務はともすると軽視されがちであるけれども、決してそのようなことのないよう簡単な記録一つでも細かい注意を払うこと。

当該開票区の全部又は一部をその区域に含む市町村の